

知 事 意 見 （ 要 綱 ）

平成 1 7 年 1 2 月 1 9 日

ＪＦＥスチール株式会社から送付があった「（仮称）福山ガスタービン発電所第 1 号発電設備設置事業」に係る環境影響評価方法書について、笠岡市長、関係地域住民及び「岡山県環境影響評価等に関する条例（平成 1 1 年岡山県条例第 7 号）」第 3 4 条第 1 項の規定に基づく岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、次のとおり知事意見を述べますので、事業者において、当該事業に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減するなど、環境保全上必要な措置が講じられるようご配慮願います。

記

1 事業計画について

（１）本事業計画の立案過程で環境影響を回避・低減するためにいかなる検討が行われたのか、複数案を比較検討した結果を明らかにするとともに、関連事業を含めた事業計画の詳細を準備書に記載すること。

（２）予測の前提となるばい煙諸元の設定根拠が分かるよう、ばい煙の発生由来の詳細、副生ガス等の組成（高炉ガス、コークスガス、転炉ガス並びにその混合ガス及び燃料ガスの組成（硫黄分含有率、窒素分含有率、灰分含有率））、発熱量、使用量を準備書に記載すること。

また、発電設備の利用率についても、大気質及び温室効果ガスの影響予測の前提条件であることから、年間及び 1 日の稼働パターン、年間稼働率を明らかにし、その設定根拠を含めて準備書に記載すること。

2 環境影響の低減について

本事業が二酸化炭素排出量を低減する計画であることについて、発電効率等を他の発電設備と比較検証するなどして明らかにし、施設の稼働に伴い発生する温室効果ガスが可能な限り低減された計画となっているか、調査・予測結果と京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月 28 日閣議決定）等との間に整合が図られているか十分な検討を行い、その結果をできる限り定量的に準備書に記載すること。

3 調査、予測及び評価の手法について

（１）環境影響評価項目は、事業特性及び地域特性を十分に把握した上で選定されるべきであり、標準項目については、選定に当たっての参考として活用するべきである。

従って、項目の選定を再検討してその検討経緯を明らかにし、その理由について、検討過程も含め全て準備書に記載すること。

- (2) 工事用資材等の搬出入に伴う車両の通行経路が変更された場合には、大気質、騒音及び振動について、適切な予測地域及び予測地点を設定すること。

4 環境保全措置について

- (1) 新設する燃料ガス処理装置及び排ガス処理装置について、ばい煙の排出濃度を低減させる技術を採用しているか評価し、準備書に記載すること。

また、排ガスの集じん装置及び脱硫装置の設置の必要性を検討し、本事業が大気質への影響（特に硫黄酸化物濃度及び窒素酸化物濃度）が十分に低減された計画であるか検証できる内容とすること。

- (2) 排煙脱硝装置については、アンモニア添加による窒素酸化物排出抑制の原理やアンモニア添加量と窒素酸化物除去率の関係を明らかにするとともに、ボイラー内に汚濁負荷物質の析出がないかどうか等を明確にすること。

5 環境管理計画について

岡山県環境影響評価等に関する条例(平成11年岡山県条例第7号)の趣旨を踏まえ、環境管理計画を策定し、準備書に記載すること。

6 地元理解及び住民参加について

環境影響評価手続きの中で、事業計画に関する情報を積極的に提供し、事業推進に当たっても地域の理解と協力を得られるよう、十分に配慮すること。

また、準備書は図表等により、住民等縦覧者に分かり易い内容とすること。

7 指摘事項について

別掲の指摘事項についてそれぞれ検討し、適切に対処されたい。

指 摘 事 項

1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

(1) 大気質

- ① 工事用資材等の搬出入に伴う環境影響について、定量的な予測を行わず、交通量の事業寄与分のみによる定性的な予測を行う場合には、定性的な予測であっても適切に評価できる理由を記載すること。
- ② 事業実施区域周辺では、浮遊粒子状物質の環境基準が達成されていない地点があるため、工事の実施に伴う環境影響評価項目に浮遊粒子状物質の選定を検討すること。
- ③ 発電設備、低 NOx 燃焼器、排熱回収ボイラーの各概要図、コンバインド設備系統図等の設備諸元について詳細に準備書に記載すること。
特に、コンバインドサイクル発電方式の利点や概要説明、諸元について分かり易く記載すること。
- ④ コンバインドサイクル発電方式においては、その起動時等、排出ガス温度が低い状態で高濃度の窒素酸化物の排出が懸念されるため、ガスタービンの起動・停止の頻度、その時のばい煙の排出諸元を明らかにするとともに、予測対象時期に加え、その影響について予測・評価すること。
- ⑤ 本事業の実施による変更前後の各ばい煙発生施設の排出ガス量、排出濃度、利用率等を一覧表にして分かり易く示すこと。
また、準備書では、これらの排出量等が実排出量ベースであるのか、届出値ベースであるのか明確にすること。
- ⑥ 大気質（施設の稼働）の調査範囲（半径 20km）が環境影響を受けるおそれがある地域を十分に包含する根拠を明らかにすること。

(2) 水質

- ① 新設する排水処理施設の排水中の化学的酸素要求量、全窒素及び全リン濃度に係る諸元をできる限り低減すること。
- ② 本事業の実施による変更前後の排水口の水質を明らかにすること。
- ③ 水質の予測手法の具体的内容及びその妥当性について、準備書に記載すること。
- ④ 復水器の熱収支を示し、排水に及ぼす影響を定量的に明らかにすること。
また、復水器の冷却水への添加剤の種類と添加量を明らかにすること。

2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

(1) 動物・植物

- ① 既存資料を活用し、移動性動物の生息への影響を予測するため、事業計画地を中心とした半径 10km 圏内における調査を行うこと。

また、方法書で生息可能性が示されている動物については、補足調査により生息状況を検証すること。

- ② 動植物調査位置について、各調査区域の選定理由を整理すること。

この際、現在計画している調査区域の他に、鳥類等動物の生息確認に適した場所（裸地・緑地等）があれば調査区域として検討し、調査計画に反映すること。

以上の調査区域の選定理由及び検討経緯については準備書に記載すること。

- ③ 対象事業実施区域に近接して本県有数の探鳥地である笠岡干拓地が位置することから、事業の実施が計画地周辺を利用する鳥類の渡り・移動・繁殖・休息・採餌等の行動に及ぼす影響をできる限り予測し、その低減化に努めること。

3 環境への負荷の低減

(1) 廃棄物

産業廃棄物のみならず、工事中及び供用時に発生する全ての廃棄物については、その種類ごとに、発生量、減量化量、再生利用量及び最終処分量を明らかにし、定量的に予測・評価を行うこと。

また、工事中の再生利用量については、工事内利用量についても明らかにすること。